

# 「遺言」・「相続」・「老後の財産管理」のこと

行政書士による〈要予約 6組様限定〉

## 暮らしの無料相談会



日時：平成23年1月22日（土）PM1：15～PM4：15  
場所：サラダホール 2階 練習室A

困っていること、悩んでいることはありませんか？

当相談会は、南大阪地域で、主に遺言書や成年後見制度等の老いじたくや相続問題やに関するご相談や手続きを数多く手掛けている行政書士により行っております。不安を安心に変えるために、今ご自身がお抱えの悩みや疑問を何でも相談して下さい。

行政書士には法律で規定された守秘義務があります。秘密は厳守いたしますのでご安心ください。



- ・遺言書を作りたいんだけど…
- ・私にもしものことがあったら、財産はどう分けられるのだろう？
- ・老後の財産管理について教えて！



- ・夫が亡くなると財産はどうなるの？
- ・相続手続きが進まないんだけど…
- ・相続人が所在不明の場合は？
- ・子供がいない場合は誰が相続人？



- ・離婚で悩んでいるんだけど…
- ・不倫で慰謝料請求はできるの？
- ・養育費はどのくらいもらえるの？
- ・公正証書の作り方は？



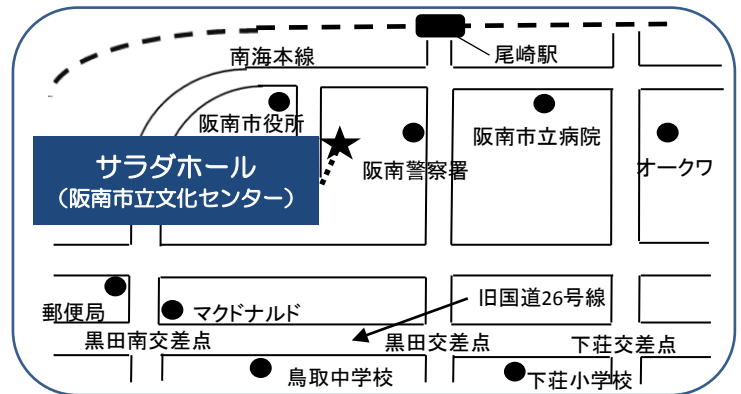
- ・交通事故の示談はどうやるの？
- ・損害賠償額の算定をしてほしい。
- ・自賠償保険への請求をしたい。
- ・後遺障害の異議申立てをしたい。

※裏面に、遺言・相続手続きについて更に具体的な相談事例を記載しています。

### 無料相談会開催事務所のご紹介

- 行政書士中村法務事務所  
行政書士 中村 武  
阪南市舞1丁目26番13号  
TEL 072-424-8576
- 野口行政書士事務所  
行政書士 野口 勲  
泉佐野市羽倉崎2丁目1番4 - 1101号  
TEL 072-425-5815

※次回開催予定日：平成23年7月23日



ご予約先：行政書士中村法務事務所  
TEL/FAX：072-424-8576（日曜除く9～18時受付）  
Eメール：info@nakamura-houmu.com

※この相談会で全ての事案が解決することを保証するものではありません。お話をしっかりと伺ったうえで他の専門家をご案内させて頂くこともございますのでご了承ください。

# このようなお悩みは当相談会で解消しましょう

## 遺言書作成に関するご相談 ～残されたご家族が困らないために～

### ○遺言書を作るべきなのはこんな方

- ①子供のいないご夫婦 → 奥様のご両親やご兄弟の押印を貰うことなく円滑に手続きができます。
- ②相続人の中に行方不明者がいる場合 → 行方不明者の押印を得る必要はありません。
- ③内縁関係のご夫婦 → 婚姻届を出していない内縁の配偶者には相続権はありません。
- ④再婚をされている方 → 先妻の子と後妻との間で相続争いが起こる可能性があります。
- ⑤介護等で世話になっている相続人に多くの財産を分け与えたい方  
→ 遺言で民法で定められている相続割合を変更することができます。
- ⑥相続人以外の方に財産を分け与えたい方  
→ 遺言で法定相続人以外の生前お世話になった方に財産を渡すことが可能です。

### ○遺言書作成に関するご相談事例

- ・遺言書の内容はどのようにすべきなの？遺言を書く上での注意点は何か？
- ・子供はなく相続人は妻だけなのですが、私の場合は遺言を書いておくべきでしょうか？
- ・私の相続人は3人おり、財産と言っても不動産ぐらいいかないのですが、遺言は必要？
- ・私の死後、ペットに財産を与えることはできるのでしょうか？
- ・人生の後半に連れ添った内縁の妻に財産を残してあげるにはどうすればよいのでしょうか？
- ・遺言は公正証書で作るのが安心で確実だと聞いたんだけど、自筆の遺言とはどう違うの？

## 任意後見契約に関するご相談 ～認知症や身体が不自由になったときのために～

「任意後見契約」とは、ご自身が認知症や身体が不自由で動けなくなった場合に備えて、本人がしっかりしているときに、予め、信頼できる第三者（親族や行政書士等の専門家）に療養監護（本人に必要な介護サービスや医療契約等の法律行為を行うこと）や財産管理（預貯金や不動産を管理したり、各種費用の支払を行うこと）を行ってもらえるように締結する契約のことです。任意後見契約の中に、認知症等を患った際、任意後見人に支援してもらうことをしっかりと決めておくことで、その後も残存能力を活用して自分らしく過ごすことが可能です。

### ○成年後見制度に関するご相談事例

- ・新聞で成年後見制度のことを知りました。詳しく教えて頂けますでしょうか？
- ・私には身寄りがありません。私が認知症等になった場合の財産管理はどうすればいいの？
- ・認知症の父親名義の不動産を売却して介護費用に充てるにはどうすればよいのでしょうか？
- ・母が軽い認知症を患っています。母と私との間で任意後見契約は締結できますでしょうか？
- ・後見人にはどのような方になってもらうことが適切でしょうか？
- ・老後について不安があります。何か備えておくことがあれば教えて頂けますでしょうか？

## 相続手続きに関するご相談 ～難しい相続手続きの不安を解消するために～

### ○相続手続きに関するご相談事例

- ・父が亡くなったのだけど、相続手続きに必要な書類はどのようにして集めればいいのですか？
- ・5年前の父の相続手続きが残っています。今から進めるにはどうすればよいのでしょうか？
- ・亡くなった父に多額の借金があることが判明しました。どうすればいいですか？
- ・相続人の一人が行方不明です。どうすれば相続手続きを進めることができるのでしょうか？
- ・相続人の母は認知症を患っています。遺産分割協議をするにはどうすればよいのでしょうか？
- ・相続人のうちの一人が未成年の場合には、どうすればよいのでしょうか？



